

計 量 証 明 書



株式会社田中光男商会

様

種 類：—

検 体 名：堀内商会 井戸水

採 取 日：令和7年11月28日

採 取 時 刻：—

採 取 者：菊池様

受 付 日：令和7年11月28日

No. A25B0746

令和7年12月5日

ミヤマ株式会社

環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3

TEL 026-284-5114 FAX 026-284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士 塩崎 剛志

貴事業所より依頼された検体の分析結果が、下記の通りであったことを証明します。

分 析 項 目	単位	結 果	基 準	分 析 方 法	定量下限値
アルキル水銀	mg/L	検出せず	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3	0.0005
総水銀	mg/L	0.0003 未満	0.0005以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2	0.0003
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.003以下	JIS K 0102-3 14.5	0.0003
鉛	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 13.5	0.005
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.05以下	JIS K 0102-3 24.3.1	0.02
砒素	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 20.5	0.005
全シアン	mg/L	検出せず	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5	0.10
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出せず	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.0005 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
四塩化炭素	mg/L	0.0005 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	1以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0005 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
チウラム	mg/L	0.0005 未満	0.006以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5	0.0005
シマジン	mg/L	0.0005 未満	0.003以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1	0.0005
チオベンカルブ	mg/L	0.0005 未満	0.02以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1	0.0005
ベンゼン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
セレン	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 26.4	0.005
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表7	0.005
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002 未満	0.002以下	平成9年 環境庁告示第10号 付表第1	0.0002
化学的酸素要求量	mg/L	0.5 未満	40以下	JIS K 0102-1 17.2	0.5
pH	—	7.7(16℃)	—	JIS K 0102-1 12	1.0

備 考

当検体は持ち込まれた試料です

分析方法…「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」

(平成10年環・厚告第1号)

基準…「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年総・厚令第1号)

計 量 証 明 書



株式会社田中光男商会

様

No. A25B0747

令和7年12月5日

種 類：—

検 体 名：ポンプ小屋

採 取 日：令和7年11月28日

採 取 時 刻：—

採 取 者：菊池様

受 付 日：令和7年11月28日

ミヤマ株式会社

環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3

TEL 026-284-5114 FAX 026-284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士 塩崎 剛志

貴事業所より依頼された検体の分析結果が、下記の通りであったことを証明します。

分 析 項 目	単位	結 果	基 準	分 析 方 法	定量下限値
アルキル水銀	mg/L	検出せず	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3	0.0005
総水銀	mg/L	0.0003 未満	0.0005以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2	0.0003
カドミウム	mg/L	0.0004	0.003以下	JIS K 0102-3 14.5	0.0003
鉛	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 13.5	0.005
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.05以下	JIS K 0102-3 24.3.1	0.02
砒素	mg/L	0.007	0.01以下	JIS K 0102-3 20.5	0.005
全シアン	mg/L	検出せず	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5	0.10
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出せず	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.0005 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
四塩化炭素	mg/L	0.0005 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	1以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0005 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
チウラム	mg/L	0.0005 未満	0.006以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5	0.0005
シマジン	mg/L	0.0005 未満	0.003以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1	0.0005
チオベンカルブ	mg/L	0.0005 未満	0.02以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1	0.0005
ベンゼン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
セレン	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 26.4	0.005
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表7	0.005
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002 未満	0.002以下	平成9年 環境庁告示第10号 付表第1	0.0002
化学的酸素要求量	mg/L	0.7	40以下	JIS K 0102-1 17.2	0.5
pH	—	7.9(16℃)	—	JIS K 0102-1 12	1.0

備 考

当検体は持ち込まれた試料です

分析方法…「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」

(平成10年環・厚告第1号)

基準…「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年総・厚令第1号)

計 量 証 明 書



株式会社田中光男商会

様

No. A25B0748

令和7年12月5日

種 類：—

検 体 名：浸出水(安定型処分場)

採 取 日：令和7年11月28日

採 取 時 刻：—

採 取 者：菊池様

受 付 日：令和7年11月28日

ミヤマ株式会社

環境検査計測事業部

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3

TEL 026-284-5114 FAX 026-284-6138

計量証明事業所

長野県知事登録 環境第37号

環境計量士 塩崎 剛志

貴事業所より依頼された検体の分析結果が、下記の通りであったことを証明します。

分 析 項 目	単位	結 果	基 準	分 析 方 法	定量下限値
アルキル水銀	mg/L	検出せず	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3	0.0005
総水銀	mg/L	0.0003 未満	0.0005以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2	0.0003
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.003以下	JIS K 0102-3 14.5	0.0003
鉛	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 13.5	0.005
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.05以下	JIS K 0102-3 24.3.1	0.02
砒素	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 20.5	0.005
全シアン	mg/L	検出せず	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.5	0.10
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出せず	検出されないこと	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4	0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
ジクロロメタン	mg/L	0.0005 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
四塩化炭素	mg/L	0.0005 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	1以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0005 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
チウラム	mg/L	0.0005 未満	0.006以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5	0.0005
シマジン	mg/L	0.0005 未満	0.003以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1	0.0005
チオベンカルブ	mg/L	0.0005 未満	0.02以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1	0.0005
ベンゼン	mg/L	0.0005 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2	0.0005
セレン	mg/L	0.005 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 26.4	0.005
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05以下	昭和46年 環境庁告示第59号 付表7	0.005
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.0002 未満	0.002以下	平成9年 環境庁告示第10号 付表第1	0.0002
化学的酸素要求量	mg/L	1.9	40以下	JIS K 0102-1 17.2	0.5
pH	—	7.9(17℃)	—	JIS K 0102-1 12	1.0

備 考

当検体は持ち込まれた試料です

分析方法…「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」

(平成10年環・厚告第1号)

基準…「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年総・厚令第1号)